

国民年金からのお知らせ

20歳になると、日本国内に住所のある人全てが国民年金に加入しなければなりません。加入者は保険料の納付方法により、次の三つの種別に分類されます。

種別	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
加入者	自営業者・学生など	会社員・公務員・船員など	第2号被保険者に扶養されている配偶者

就職や退職などで被保険者の種別が変わることがあります。第1号被保険者になる方は役場に届出が必要です。退職して第2号被保険者から第1号被保険者になる場合、または、第3号被保険者の方で配偶者の方が退職される場合です。忘れないで手続きをして下さい。

お持ち頂きたい物 年金手帳・印鑑・退職日が分かるもの（離職票など）

第2号被保険者になる方は勤務先に、第3号被保険者になる方は配偶者の勤務先に届出をして下さい。

お問い合わせ先

岩美町役場住民生活課 ☎73-1415
鳥取社会保険事務所 ☎27-8311

介護保険料特別徴収への切り替えが 年複数回になりました

介護保険料の特別徴収は、年金保険者（社会保険庁など年金を支払っている機関）からの通知に基づき実施していますが、特別徴収の対象者として確認する月が年1回（4月）から年複数回（4, 6, 8, 10, 12, 2月）となりました。これにより、おおむね6ヶ月で普通徴収から特別徴収への切り替えが出来るようになりました。

例）平成18年10月に確認できた方→平成19年4月から特別徴収

新たに特別徴収させていただく方には、福祉保健課から通知を送らせていただきます。

* 介護保険料の納め方は、年金の受給額によって、2通りに分かれています。

① 特別徴収（年金からの差引）・・・年金の年額が18万円以上の方が対象

〔 * 年度途中から、65歳になった場合、他の市町村から転入した場合、保険料額が変更になった場合、年金が一時差し止めになった場合などは、一時的に普通徴収となります。 〕

② 普通徴収（納付書での納付）

お問い合わせ先

福祉保健課 ☎73-1333